様式第１号（第３条関係）

審　査　基　準　整　理　票

<table>
<tr><td>処　　分　　名</td><td colspan="3">高額介護予防サービス費の支給</td></tr>
<tr><td>根　拠　法　令　名</td><td colspan="2">介護保険法（平成９年法律第 123 号）</td><td>（条項）第６１条第１項</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基　準　法　令　名</td><td colspan="2">介護保険法（平成９年法律第 123 号）</td><td>（条項）第６１条第２項</td></tr>
<tr><td colspan="2">介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）</td><td>（条項）第２９条の２第１項から第１０項まで</td></tr>
<tr><td>所　管　部　署</td><td colspan="3">健康保険部　　介護保険課　　資格給付係</td></tr>
<tr><td>標 準 処 理 期 間</td><td>（申請締日より）２０日</td><td>法 定 処 理 期 間</td><td>── 日</td></tr>
</table>

【審査基準】　・文書の名称【　　】

・掲載図書等【　　】

・内　　容　　□全部記載　　■一部・項目のみ記載

高額介護予防サービス費の支給に係る審査基準は、基準法令名の欄に掲げる法令の規定に定めるとおりとする。

なお、当該法令が記載された図書は、担当課において備え置く。

＜参 考＞

【根拠法令】

介護保険法

（高額介護予防サービス費の支給）

第６１条　市町村は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）に要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額介護予防サービス費を支給する。

２　略

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。